

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都都民の森条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 29 年 3 月 31 日・東京都規則第 50 号

1 概要

(1) 改正理由

東京都都民の森条例（以下「条例」という。）の規定と整合性を図るため、規則の関係規定を改正する必要がある。

(2) 改正内容

条例第 5 条の規定により施設の利用については「知事」の承認を受けなければならないため、規則第 2 条の規定においても、「局長」ではなく「知事」へ施設の利用申請書を提出し、「知事」が承認を行う規定に改める。

2 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3539

内線 42-611